

賛助会員規則

NPO法人 流山経営支援グループ

(目的)

第1条 定款第6条によるNPO法人流山経営支援グループ（以下、当グループという）の賛助会員については、本規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 賛助会員の資格は、当グループの趣旨に賛同し、同グループの事業活動の円滑な実施に協力しようとするものであり、かつ賛助会費を納入する個人又は法人・団体で、理事会の承認を得たものとする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は、当グループの下記の特典を受けることができる。

- ① セミナー、交流会など諸行事の案内
- ② HPなどによる情報の提供
- ③ 受講料の特別価格による参加
- ④ その他各種相談などの支援

(賛助会員に対する事業)

第4条 当グループは、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 当グループの収集した情報又は資料の提供
- (2) 当グループの会員との情報交換のための情報交換会等の開催
- (3) その他当グループが必要と認める事業

(加入申込手続き)

第5条 加入は、当グループ所定の書式（賛助会員入会届）に、必要事項を記入して行うものとする。

(入会費および会費、納入方法)

第6条 入会金および会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 3,000円
- (2) 年会費 1口 12,000円（1カ月1,000円）
- (3) 会費の納入は原則として、毎年度当初に請求書に基づき納入するものとする。
- (4) 年度の途中で入会する場合の年会費は、年度末までの月数による。

(5) 賛助会費は最低1口とするが、上限についてはこれを定めない。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の事項に該当するときはその資格を喪失し、当グループに対するすべての権利を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 会員である法人、団体が消滅したとき
 - (3) 会費の未納入金額が会費1年分以上の額を超え、かつ督促に正当な理由なく応じないとき
- 2 年度の途中で退会（資格の喪失）をした場合であっても、既に納入された会費は返却しないものとする。

(退会手続き)

第8条 賛助会員は、退会しようとするときは、所定の書面（賛助会員退会届）に必要事項を記入のうえ、届け出るものとする。

(その他)

第9条 本規則に定めのない事項については、理事会で決定する。

(規則の改定)

第10条 この賛助会員規則の改定は、理事会の承認を経て理事長が決定する。

附則

この規則は、平成20年02月01日より施行する。